



法改正情報（改正があった労働・社会保険関連法や人事労務管理のポイントです）

● 療養等と仕事の両立による報酬急減時の標準報酬月額改定の特例措置が創設

療養、育児または介護（以下、「療養等」という）と仕事を両立するため、勤務日数を減らす等の就労調整により、社会保険料の標準報酬月額が2等級以上低下した場合に、翌月から標準報酬月額を改定できるようにする特例措置が、令和9年1月1日より創設されます。

通常の随時改定では、報酬減となった後も3カ月間、報酬減となる前の高い保険料を負担することとなります。そのため、報酬減が3カ月以上続くことが見込まれるとして事業主から届出があった場合に、より速やかに標準報酬月額を改定できるようにする措置の創設が要望されていました。

1. 措置を利用するための手続きは？

事業主が、被保険者報酬月額変更届（特例改定用）に申立書兼同意書を添えて、日本年金機構の事務センター（または年金事務所）に提出します（組合管掌健保は、同時に健保組合にも提出）。

なお、特例措置による改定後も、定時決定は行う必要があるため、「被保険者標準報酬月額算定基礎届」の提出は必要となります

2. 措置を利用する場合に注意すべき点は？

特例措置により、標準報酬月額が減少するため、将来の年金給付が減少すること、傷病手当金および出産手当金に影響が生じることについて、対象者に十分説明の上、あらかじめ書面で同意を得ておく必要があります。

その他、詳細は下記リンク先でご確認ください。

- 「療養、育児又は介護により報酬が急減した者についての健康保険法及び厚生年金保険法の標準報酬月額の保険者算定の特例について」（令和8年7月31日保保発0731第4号、年年発0731第1号、年管管発0731第7号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001731743.pdf>

**10月の税務と労務の手続**（提出先・納付先）**10日**

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

11月2日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分>[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

**トピック**（最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました）**● 第3号被保険者 縮小に向け検討開始(9/5)**

国民年金の第3号被保険者制度について、厚生労働省は4日、対象者の縮小に向け設置した検討会の初会合を開いた。第3号被保険者の数は、1995年度末の約1,220万人をピークに2024年度末には640万人まで半減している。2025年の改正年金法附則には、第3号被保険者の調査研究を行い、制度の在り方を検討するよう求める規定が盛り込まれていることから、実態調査を実施し、課題を整理する方針を確認した。議論の結果は、2030年度に予定する次の年金制度改正に反映させる方針。

● 25年度の監督指導結果を公表(9/16)

厚生労働省は15日、長時間労働が疑われる事業場に対する2025年度の労働基準監督署の監督指導結果を公表した。29,150の対象事業場のうち、過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導したのは12,811事業場。月80時間超の残業に対する指導は6,717事業場。月45時間以上80時間以内の残業があり月45時間以内とするよう求めたのは、5,990事業場だった。

【後記】令和9年度から健康診断の項目が変わります**◆ 一般健康診断の項目が変更**

令和9年4月1日から、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の項目が変更されます。

対象となるのは ①雇入れ時の健康診断 ②定期健康診断 ③特定業務従事者の健康診断 ④海外派遣労働者の健康診断です。

主な改正内容は、職業生活の長期化や女性特有の健康課題の対応の重要性の高まりなどを受けて厚生労働省の検討会が昨年末に取りまとめた報告書を踏まえ、下記となっています。

◆ 血清クレアチニン検査を追加

最大の変更点は、血清クレアチニン検査が一般健康診断の項目に追加されることです。血清クレアチニンは腎機能を評価するための検査です。ただし、今回の改正では、医師が必要でないとする場合には、厚生労働大臣が定める基準に基づいて省略することも可能とされています。

◆ 喀痰検査は廃止

一方、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断で義務付けられていた喀痰検査は廃止されます。したがって、健診機関との契約内容や健診項目の設定を見直す必要があります。

◆ 健診実務の影響にも注意

改正に伴い、健康診断結果報告書や健康診断個人票などの様式も変更され、血清クレアチニン検査が記載対象に加わり、喀痰検査は削除されます。また、肝機能検査については、酵素名が最新の国際勧告に示される名称に変更されます。令和9年度の健康診断に向けて、健診機関の確認、社内の健診案内、費用の見直し、健康診断結果の管理システムや様式の対応を早めに進めておくようお願いします。